

人事院公示第5号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）別表第3国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号ロ、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第1号ロ、同表入国警備官採用試験の項第1号ロ及び同表税務職員採用試験の項ロの規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和5年3月15日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
1・2 （略）	1・2 （略）
3 高卒程度の者に行う採用試験関係	3 高卒程度の者に行う採用試験関係
一 規則別表第3国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とする。	一 規則別表第3国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とする。
イ （略）	イ （略）

ロ 試験年度の4月1日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して5年を経過した者であって、次に掲げるもの

(1)～(4) (略)

(削る)

(5) (略)

ハ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令第8条第1項ただし書の規定の適用を受ける者であって、試験年度の4月1日における年齢が17歳以上のものを含む。）であって、試験年度の4月1日におい

ロ 試験年度の4月1日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して5年を経過した者であって、次に掲げるもの

(1)～(4) (略)

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者であって、試験年度の4月1日において、当該試験に合格した日の翌日から起算して2年を経過していないもの

(6) (略)

(新設)

て、当該試験に合格した日  
(同項ただし書の規定の適用  
を受ける者にあつては、18  
歳に達した日の翌日)の翌日  
から起算して2年を経過して  
いないもの

三～ト (略)

二 (略)

三 規則別表第3 皇宮護衛官採用試験(高卒程度試験)の項第1号ロ及び同表入国警備官採用試験の項第1号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」については、第1号の規定を準用する。この場合において、同号イ及びロ中「5年」とあるのは「8年」と、同号ロからトまでの規定中「2年を」とあるのは「5年を」と読み替えるものとする。

四 (略)

五 規則別表第3 税務職員採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」については、第1号の規定を準用する。この場合におい

ハ～ヘ (略)

二 (略)

三 規則別表第3 皇宮護衛官採用試験(高卒程度試験)の項第1号ロ及び同表入国警備官採用試験の項第1号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」については、第1号の規定を準用する。この場合において、同号イ及びロ中「5年」とあるのは「8年」と、同号ロからヘまでの規定中「2年を」とあるのは「5年を」と読み替えるものとする。

四 (略)

五 規則別表第3 税務職員採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」については、第1号の規定を準用する。この場合におい

<p>て、同号イ及びロ中「5年」とあるのは「6年」と、同号ロから<u>上</u>までの規定中「2年を」とあるのは「3年を」と読み替えるものとする。</p> <p>六～九 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>て、同号イ及びロ中「5年」とあるのは「6年」と、同号ロから<u>へ</u>までの規定中「2年を」とあるのは「3年を」と読み替えるものとする。</p> <p>六～九 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
---	---

2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。